

がん対策推進基本計画の中間報告について

1. 中間報告の項目

(1) 国レベルで収集するもの

(2) 都道府県からの報告によるもの

(3) がん診療連携拠点病院からの報告によるもの

2. 中間報告のスケジュール

(1) 各種統計・調査の公表

(2) 都道府県からの報告

(3) がん診療連携拠点病院からの報告

○ がん対策推進基本計画に掲げる分野別施策に対する把握方法等

【分野別施策】	把握方法等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な個別目標 	
【放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての拠点病院における放射線療法及び化学療法の実施体制の整備（都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院においては部門の設置） 	現況報告書等に基づき、リニアックや外来化学療法室の有無等を把握
【緩和ケア】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数の増加 	国において把握した修了証書数等に基づき、開催指針に準拠した緩和ケア研修会の修了者数等を把握
【在宅医療】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数の増加 	参考値として、人口動態統計に基づき、がん患者の在宅での死亡割合を把握
【診療ガイドラインの作成】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインの作成・更新 	がん対策情報センターの調査に基づき、作成されている診療ガイドライン数を把握
【医療機関の整備等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての2次医療圏に概ね1箇所程度拠点病院を整備 	現況報告書に基づき、拠点病院の整備率等を把握
【がん医療に関する相談支援及び情報提供】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所程度整備 	現況報告書等に基づき、相談支援センターの整備率等を把握
【がん登録】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点病院における院内がん登録の実施状況の把握 ・ 拠点病院においてがん登録の実務を担う者が必要な研修を受講すること ・ 院内がん登録の実施医療機関数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点病院における予後調査の実施率、がん対策情報センターの研修を受講したがん登録実務者を配置している拠点病院等については、現況報告書等に基づき把握 ・ 院内がん登録を行っている医療機関数は、研究費等において把握することを検討
【がんの予防】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未成年者の喫煙率0% 	厚生労働科学研究において実態調査を行い把握
【がんの早期発見】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ がん検診受診率50%以上 	国民生活基礎調査等に基づき受診率等を把握
【がん研究】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ がん対策に資する研究のより一層の推進 	研究費の総額に基づき把握

がん対策推進基本計画における個別目標とその評価について（案）

分野別施策	個別目標	評価		備考 (更新データ把握時期、現状等)
		評価指標 【ベースライン】	評価方法	
放射線療法及び化学療法の推進並びに医療従事者の育成	がん診療を行っている医療機関が放射線療法及び化学療法を実施できるようにするため、まずはその先導役として、すべての拠点病院において、放射線療法及び外来化学療法を実施できる体制を整備すること			
	拠点病院のうち、少なくとも都道府県がん診療連携拠点病院及び特定機能病院において、放射線療法部門及び化学療法部門を設置すること			
	抗がん剤等の医薬品について、新薬の上市までの期間を2.5年短縮すること			
	なお、放射線療法及び外来化学療法の実施件数を集学的治療の実施状況を評価するための参考指標として用いることとする。			
緩和ケア	すべてのがん診療に携わる医師が研修等により、緩和ケアについての基本的な知識を習得すること			
	原則として全国すべての2次医療圏において、緩和ケアの知識及び技能を習得しているがん診療に携わる医師数を増加させること			
	原則として全国すべての2次医療圏において、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する緩和ケアチームを設置している拠点病院等がん診療を行っている医療機関を複数箇所整備すること。			

	<p>なお、医療用麻薬の消費量については、緩和ケアの推進に伴って増加するものと推測されるが、それ自体の増加を目標とすることは適当ではないことから、緩和ケアの提供体制の整備状況を計るための参考指標として用いることとする。</p>			
在宅医療	<p>がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できる患者数を増加させること</p>			
診療ガイドラインの作成	<p>科学的根拠に基づいて作成可能なすべてのがんの種類についての診療ガイドラインを作成するとともに、必要に応じて更新していくこと</p>			
医療機関の整備等	<p>原則として全国すべての2次医療圏において、概ね1箇所程度拠点病院を整備すること</p>			
	<p>すべての拠点病院において、5大がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん、乳がん）に関する地域連携クリティカルパスを整備すること</p>			
がん医療に関する相談支援及び情報提供	<p>原則として全国すべての2次医療圏において、相談支援センターを概ね1箇所程度整備すること</p>			
	<p>すべての相談支援センターにおいて、がん対策情報センターによる研修を修了した相談員を配置すること</p>			
	<p>がんに関する情報を掲載したパンフレットの種類を増加させるとともに、当該パンフレットを配布する医療機関等の数を増加させること。加えて、当該パンフレットや、がんの種類による特性等も踏まえた患者必携等に含まれる情報をすべてのがん患者及びその家族が入手できるようにすること</p>			
	<p>拠点病院における診療実績、専門的にがん診療を行う医師及び臨床試験の実施状況に関する情報等を更</p>			

	に充実させること。			
がん登録	院内がん登録を実施している医療機関数を増加させるとともに、すべての拠点病院における院内がん登録の実施状況(診断から5年以内の登録症例の予後の判明状況など)を把握し、その状況を改善すること			
	すべての拠点病院において、がん登録の実務を担う者が必要な研修を受講すること			
	がん登録に対する国民の認知度調査を行うとともに、がん登録の在り方について更なる検討を行い、その課題及び対応策を取りまとめること			
がんの予防	発がんリスクの低減を図るため、たばこ対策について、すべての国民が喫煙の及ぼす健康影響について十分に認識すること、適切な受動喫煙防止対策を実施すること、未成年者の喫煙率を0%とすること、さらに、禁煙支援プログラムのさらなる普及を図りつつ、喫煙をやめたい人に対する禁煙支援を行っていくこと			
	健康日本21に掲げられている「野菜の摂取量の増加」、「1日の食事において、果物類を摂取している者の増加」及び「脂肪エネルギー比率の減少」			
がんの早期発見	がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、50%以上(乳がん検診、大腸がん検診等)とすること			
	すべての市町村において、精度管理・事業評価が実施されるとともに、科学的根拠に基づくがん検診が実施されること			

がん研究	がんによる死亡者数の減少、がん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究をより一層推進していくこと			
------	--	--	--	--

がん対策推進基本計画の中間報告・見直しスケジュール

